

**令和3年度  
専門人材活用支援事業補助金  
募集要項**

(1) 受付期間

令和3年6月1日(火)～令和4年1月31日(月) 15時00分まで(必着)

(2) 申請方法

申請書一式を下記メール宛て送付してください。

Mail [growing@city.niigata.lg.jp](mailto:growing@city.niigata.lg.jp)

(3) 申請様式の入手方法

DXプラットフォーム専用サイトからダウンロードいただけます。

専用サイト <https://www.niigata-dxplatform.jp/>

(4) 提出、お問い合わせ先

公益財団法人新潟市産業振興財団 地域イノベーション推進センター  
〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

Mail [growing@city.niigata.lg.jp](mailto:growing@city.niigata.lg.jp)

電話 025-226-1694

FAX 025-228-2277

## 【1】事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、地域産業の状況が悪化する中、市内事業者が新たな事業への取り組みや課題解決等を図るため、専門人材を活用して事業に取り組む際に要する経費に対して、その一部を補助します。

## 【2】応募対象者

応募対象者は、次の要件をすべて満たす必要があります。

- 新潟市内に事業所を有する法人
- DX プラットフォームの会員であること
- DX プラットフォーム内で活動するプロジェクトのメンバーであること

## 【3】補助対象事業

補助金の対象となる事業は、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- 専門人材を活用する事業が、DX プラットフォーム内で活動するプロジェクトであること
- プロジェクトにおける課題解決に向け、具体的な業務を専門人材に委託すること

### 《取組例》

- ・〇〇業界の新しいビジネスモデルを構築する際に、〇〇業の専門家にアドバイザーとして参画してもらい、不足していた知見を補う。
- ・〇〇システムを開発する際に AI などの特定の知識が必要なエンジニアに参画してもらう。

## 【4】補助対象経費、補助率、補助限度額、実施期間

### (1) 補助対象経費

個人又は個人事業主に支払う業務委託費

※申請時点で既に締結済の業務委託契約も対象としますが、対象経費は申請日以後の費用とします。

(ただし、令和3年4月1日以降に締結した業務委託契約に限る)

※国や県等から同様の事由により補助金を受けた場合は、対象経費からその補助金額を控除した額とします。

(2) 補助対象期間 業務委託契約の 3 カ月分 以内

(3) 補 助 率 補助対象経費の 3 分の 2 以内

(4) 補 助 限 度 額 5 0 万円以内／社

※補助対象期間満了時に都度評価の上、特に効果が認められる事業については、補助対象期間を最大 9 か月分まで延長することができます。その場合、補助限度額は 1 5 0 万円以内／社とします。

## 【5】応募手続等の概要

(1) 受付期間 令和3年6月1日(火)～令和4年1月31日(月)15時00分まで(必着)

(2) 応募方法 下記提出先まで、所定の申請書類をメールにて送付してください。

《申請書類の提出先及びお問い合わせ先》

公益財団法人新潟市産業振興財団 地域イノベーション推進センター

〒951-8554 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地 古町ルフル 5 階

Mail growing@city.niigata.lg.jp

電話 025-226-1694

FAX 025-228-2277

(3) 採択予定数 予算の範囲内

(4) 申請書類

①補助金交付申請書（DXプラットフォーム関連事業補助金交付要綱 別記様式第1号）

②事業計画説明書（別紙1）

③業務委託契約の概要（別紙2）

④専門家の経歴・選定理由（別紙3）

なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

## 【6】審査方法と交付決定について

申請後は事務局において書面審査を行い、予算の範囲内にて交付決定します。

## 【7】交付決定後のスケジュールについて

- ・事業の実施は令和4年2月28日（月）までに終了してください。
- ・事業終了後30日以内または令和4年3月11日（金）のいずれか早い日までに、事業報告書（様式第5号）を提出していただきます。
- ・事業報告書が提出された後、書類内容を審査し、修正や所定の手続きを経て、補助金を支払います。

## 【8】その他

(1) 申請書類、申請時の添付書類は採否にかかわらず返却いたしません。

(2) 補助事業の決定の取消し

以下の場合には補助金交付の決定を取り消し、補助金を既に交付している場合は、その全部又は一部の返還を命じますのでご注意ください。

○事業を中止したとき。

○補助事業を完了したときに補助事業等実績報告書又は関係書類を提出しない場合。

○虚偽の申請その他不正行為によって交付決定及び補助金を受けたとき。

○関係法規に違反する等、支援事業として適当ではない理由が生じた場合。